

府中市告示第108号

府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年9月府中市条例第12号）第3条第1項の規定に基づき、行政手続のオンライン化を行うこととしたため、府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年11月府中市規則第76号）第3条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月17日

府中市長 高野 律雄

1 対象業務

府中市地域まちづくり条例に基づく標識設置届、標識記載事項変更届及び住民説明報告書に関する事務

2 対象条例等

府中市地域まちづくり条例第18条

府中市地域まちづくり条例施行規則第13条、第14条及び第16条

3 開始日時

令和7年7月17日